



# 埼玉県報

第295号  
令和4年(2022年)  
3月18日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（刑事総務課）

### 告示

- 埼玉県立長瀬玉淀自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（みどり自然課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示（商業・サービス産業支援課）
- 上里幹線土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 元荒川上流土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定による告示（畜産安全課）
- 手子林第三土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告(市街地整備課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 県道所沢狭山線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道所沢狭山線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道大野東松山線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道越谷野田線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道越谷野田線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道加藤平沼線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道野田岩槻線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道幸手境線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 埼玉県指定有形民俗文化財の指定(文化資源課)
- 埼玉県指定有形文化財(古文書)の指定(文化資源課)
- 埼玉県指定有形文化財(考古資料)の指定(文化資源課)

## 規 則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十一号

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊥」及び備考を削る。

様式第二号中「㊥」及び備考4を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県家畜改良増殖法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第6号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる  
司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2号中「刑事部参事官」を「刑事部参事官（統括）」に改め、「刑事部組織犯罪対策局長」の次に「、刑事部参事官兼生活安全部参事官」を加える。

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第二百十三号

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）第十四条の二第二項の規定に基づき、埼玉県立長瀬玉淀自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を次のように定める。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可基準の特例を適用する地域

秩父郡長瀬町大字長瀬の一部及び同郡同町大字井戸の一部

なお、当該地域を表示した図面は、埼玉県環境部みどり自然課、埼玉県秩父環境管理事務所及び長瀬町役場において縦覧に供する。

### 二 基準の特例

一の地域において行われる行為に係る埼玉県立自然公園条例施行規則（以下「規則」という。）別表第一の二第一号に掲げる基準については、次のとおりとする。

イ 規則別表第一の二第一号の表第四項(10)中「

	「	第二種特別地域	」	20パーセ
ント以下	40パーセント以下	とあるのは、	「	第二種特別地域
			」	40

パーセント以下

80パーセント以下」と読み替えて同項の規定を適用する。

ロ 規則別表第一の二第一号の表第四項(13)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

ハ 規則別表第一の二第一号の表第四項(14)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

ニ 規則別表第一の二第一号の表第六項(6)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

ホ 規則別表第一の二第一号の表第六項(7)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満
第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満
第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上

「規則別表第一の二第一号の表第六項(中)

積が10パーセント以下	20パーセント以下
積が15パーセント以下	30パーセント以下
積が20パーセント以下	40パーセント以下

「第二種特別

地域	40パーセント以下	80パーセント以下
----	-----------	-----------

」と読み替えて同項の規定

を適用する。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十四号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第二百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秩父大野原店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外二者未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日外

#### ニ 届出年月日

令和四年三月四日

#### 二 縦覧期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秩父大野原店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三四二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二二〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三四七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三六九平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 午前九時から翌午前零時

株式会社大創産業、株式会社マツモトキヨシ 午前九時から午後

十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十分から翌午前零時二十分（屋上駐車場は午後十時）

（変更後）午前八時四十分から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前二時から午後十時

（変更後）午前六時から午後十時

### ハ 変更年月日

令和四年四月三十日外

### ニ 届出年月日

令和四年三月四日

## 二 縦覧期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンふじみ野

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一七九七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二八四台

### ハ 変更年月日

令和四年十一月五日

### ニ 届出年月日

令和四年三月四日

### 二 縦覧期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目七百四十二番地 四外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇〇〇台

#### ハ 変更年月日

令和四年十一月五日

### 二 届出年月日

令和四年三月四日

### 二 縦覧期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー新座店新築工事

埼玉県新座市北野三丁目百二十一番地三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

令和四年二月二日大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会資料Ⅱ交通に関する事項について

説明の際に、店舗来店経路及び退店経路について、誘導看板等は設置せず、ホームページ及びチラシにて周知するとの話でしたが、その内容での周知は難しいと考えます。

また、残念ながら説明会での質問させていただいた際の回答内容を聞いている限りでは来店者に入退店ルートを実際に守らせようとする姿勢が感じられませんでした。

店舗北側の道路は大変狭く対向車が来た場合、どちらかが譲らなければ通行が困難な状況です。

そこに、当該店舗への車両が通行するようになった場合、交通が混乱してまいりますので、左記を要望します。

- (1) 御社指定入店経路及び退店経路以外の経路を使わないよう徹底してください。
- (2) 指定外ルート、北側道路から進入した車両は絶対駐車場に入庫させないください。
- (3) 駐車場への入庫、駐車場からの出庫については必ず指定の方向（右折）に出入庫するよう警備員を配置してください。
- (4) 満車時、路上で車両を待機させないようにしてください。
- (5) 満車時、南側から駐車場入り口まで侵入すると北側道路に逃げるしかなくなるので、サンケン通りを直進させるようにしてください。
- (6) 最低でも、下記地図（地図省略）に印をした交差点においては常時警備

員等を配置し、当該ルートでは店舗に入店できない旨告知をしてください。

(7) その他のルート外から進入することも考えられますのでそういう事態になった場合どのように対処するのか明確な回答をください。

## 二 縦覧期間

令和四年三月十八日から令和四年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里幹線土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	山崎 正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	高橋 明雄	埼玉県行田市大字下池守四百七十一番地

## 告示

### 埼玉県告示第二百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 実施の目的

牛のブルセラ症、結核、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚の豚熱、アフリカ豚熱、オ―エスキ―病及び豚繁殖・呼吸障害候群、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに蜜蜂の腐蛆<sup>そ</sup>病の発生の予防及び予察

#### 二 実施する区域

県内全域

#### 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ ブルセラ症、結核、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫  
県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ ヨ―ネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。ハ(2)及び五のハにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

#### ハ 伝達性海綿状脳症

(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 省令第九条第二項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

#### ニ 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

#### ホ 豚熱及びアフリカ豚熱

(1) 県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 県内で捕獲し、又は死亡した野生のいのしし

へ オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

チ 腐蛆<sup>そ</sup>病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

#### 四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

#### 五 検査の方法

イ ブルセラ症

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ロ 結核

(1) ツベルクリン検査

(2) その他の検査

ハ ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ニ アカバネ病及び牛ウイルス性下痢

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ホ 牛伝染性リンパ腫

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

へ 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査  
ト 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査  
(2) その他の検査

チ 豚熱

(1) 臨床検査  
(2) エライザ法による検査  
(3) その他の検査

リ アフリカ豚熱

(1) 臨床検査  
(2) その他の検査

ヌ オーエスキー病

(1) エライザ法による検査  
(2) ラテックス凝集反応検査  
(3) その他の検査

ル 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査  
(2) その他の検査

ヲ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査  
(2) 血清抗体検査  
(3) その他の検査

ワ 腐蛆病<sup>そ</sup>

(1) 臨床検査  
(2) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 実施の目的  
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他  
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年三月九日認可した。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

手子林第三土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十五号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量 一点）

### 三 作業地域

埼玉県川越市大字大仙波地内

### 四 作業期間

令和四年三月一日から令和四年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十六号

令和三年埼玉県告示第千百十二号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十七号

令和三年埼玉県告示第千百十三号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

### 二 作業地域

埼玉県全域

### 三 作業期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 作業種類

基本測量（国土広域情報修正）

#### 二 作業地域

埼玉県全域

#### 三 作業期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十号

令和四年埼玉県告示第百六十五号で公示した公共測量は、令和四年二月十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十一号

令和三年埼玉県告示第五百八十八号で公示した基本測量は、令和四年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十二号

令和三年埼玉県告示第千六号で公示した公共測量は、令和四年二月十日終了した旨測量計画機関である志木市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十三号

令和三年埼玉県告示第八百三十二号で公示した公共測量は、令和四年三月十五日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二一―十二―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市菖蒲町大字下栢間字下在来八百四十四番一他

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万五千五百三十六立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十五号

久喜市から久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十六号

狭山市から狭山都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により久喜市から久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市仙波町四丁目二十七番地六十一 對崎 尚也

二 取消年月日

令和四年三月十五日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十九号

神川町から児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市向陽町二一八二番三地先 から同市岩岡町六五五番一地先 まで		区 間
八・二六〽 一一・三〇	八・〇四〽 八・二六	敷地の幅員 (メートル)
一四九・九〇		延長 (メートル)
交差点改良事業による。		備考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

所沢狭山線	路線名
所沢市向陽町二一八二番三地先から 同市岩岡町六五五番一地先まで	供用開始の区間
令和四年三月十八日	供用開始の期日
令和四年三月十八日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 七号で告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長一四九・九〇メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>地先まで</p>	<p>比企郡ときがわ町大字西 平字曲玉谷二九〇一番一 地先から同郡同町大字西 平字曲玉谷二九〇三番一</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・〇一〜三九・九六</p>	<p>一三・七〇〜二九・七五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五六・三〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>災害防除事業による</p>		<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字松伏字河 原町三〇九四番一地从から 同郡同町大字松伏字河原町三 一二七番三地先まで		区 間
二五・〇〇〃 二六・六八	二五・〇〇〃 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一二九・五三		(メートル) 延 長
平成二十年十二月五日付 け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第三十五号で 告示した道路予定区域の 変更である。		備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道越谷野田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三〇六二番一地 先から同郡同町大字松伏字河原町三〇六二番一地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年三月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年十二月五日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第三十 五号で告示した道路予 定区域の一部供用開始 である。延長一〇・四二 メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道加藤平沼線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市栄町七二七番一地从先から 同市栄町七一一番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年三月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年六月三日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第十八号における道 路予定区域の一部供用開始 である。延長九七・〇〇メー トル</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>県道野田岩槻線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市大枝字屋敷前六六七番一〇地先から 同市大畑字前一七九番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年七月六日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一・二一・六〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 幸手境線
- 三 道路の区域

旧新 B	旧 A	旧 新 別
幸手市東四丁目一五三七番一地先から同市大字権現堂字安面五一五番四地先まで	幸手市北二丁目三一一番四地先から同市大字権現堂字柳原一一四〇番三七地先まで	区  間
一六・二七〇 四五・五五	七・五〇〇 八・三五	敷地の幅員 (メートル)
三二四・八〇	七八六・〇〇	延長 (メートル)
令和四年三月十八日付けで旧Aは、幸手市に引き継ぐ。		備  考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和二年十月十二日

指令川建セ第〇二〇一〇〇号

#### 二 検査済証番号

令和四年三月十四日

川建セ第〇三〇二八号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字橋場二百八十五番三、二百八十六番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市宮地二丁目六番十号 ハイツ宮地一〇二

福島 佐智雄

## 告 示

### 埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年三月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年三月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- ハ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
- ニ 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について
- ホ その他

# 告示

## 埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者
有形民俗 文化財	横瀬の人形芝居舞台  一式	埼玉県秩父郡横瀬町大 字横瀬六千百十番地	若林新一郎

# 告示

## 埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
古文書	北爪文書  五点	埼玉県大里郡寄居町 大字鉢形二千四百九 十六番地二	寄居町 (鉢形城 歴史館)

# 告示

## 埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
考古資料	三ツ和遺跡出土木簡 附 井戸枰十点 須恵器坏一点 須恵器及び土師器残欠十点 木簡を除く井戸枰補強材三十一一点	埼玉県川口市本町一丁目十七番一号	川口市（川口市立文化財センター）